

出題趣旨・採点基準（民法） 配点100点

第1問は、譲渡担保の目的である特定動産が第三者に処分された場合の権利関係について、譲渡担保の法的性質および動産の即時取得の要件である占有の態様に留意しつつ、基本的な理解を展開する能力を問うものである。第2問は、買主に引き渡された売買契約の目的物が契約の内容に適合しないものであった場合における代金債権の帰趨に関する問題であり、平成29年法律第44号（民法の一部を改正する法律）による改正を踏まえ、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであったときに買主が代金の支払を拒むために主張しうる抗弁及び代金債権が譲渡された場合の法律関係について基本的な理解を展開する能力を問うものである。これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。